

平成26年(ワ)第3241号 損害賠償請求事件

原告 鶴田明日香

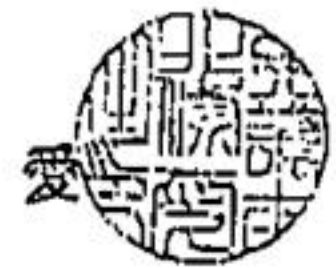
被告 社会福祉法人 S 会

第 2 準 備 書 面

平成27年4月15日

名古屋地方裁判所民事第4部イC係 御中

上記被告訴訟代理人弁護士(担当) 北 條



原告の平成27年2月20日付求釈明申立書に対し、下記のとおり回答する。

記

第1 資料の提出について

- ①について、は乙7-1ないし45を提出する。また、入所前の短期入所時の個人ファイルの内容についても乙8-1ないし19を提出する。
- ②については乙9-1ないし8を提出する。
- ③については乙10の1ないし27を提出する。これより以前の記録も存在するが、他の利用者の個人情報が含まれており、非常に大部であるため、事故前2年分の、利用者個別の記録の部分のみ提出する。
- ④について、乙5-1ないし2に加えて、乙11-1ないし2を提出する。
- ⑤について、乙6に加えて乙12-1ないし3を提出する。乙12-1に記載のとおり、業者に問い合わせたが図面は存在しないとのことである。
- ⑥について、乙13-1ないし3を提出する。いずれも、本件事故後職員会議の議事録中、利用者の無断外出の対策についての話し合いに関する部分を抜粋したものである。

第2 説明について

- ①について、靴下をとりに行った職員が最後に亡早亭を確認したのは、乙

5-1ないし2の「食堂（リズム運動を行っていた場所）」であり、天使の扉の位置は乙5-1ないし2に「天使の扉」とされている場所である。

- 2 ②について、原告のいう「頻繁」との趣旨が明らかでないので、頻繁か否かという点については回答を留保する。

天使の扉は、普段、職員が事務室に書類を取りに行く際などに通ることがある。このほか本件事故当日は、 養護学校の児童を2名受け入れており、事務室の上の会議室で入所利用者の保護者との面談を行っていたが、会議室に入るには天使の扉は通らない（施設外部からみて天使の扉の手前にある階段を上がって入る）ため、普段より天使の扉の開閉が多かったわけではない。

- 3 ③について、活動の場を離れる際には他の職員にその場を離れることを伝えており、目を離した際に他の利用者に危害を加えるような他害性があるなど高度に不安定な利用者でない限り、常に一人の職員が一緒に行動することは困難である。亡早亨はそれまで一度も施設の外へ無断で出たことはなく、靴下を取りに行くわずかな間に無断外出することは予見が不可能であり、また他害性があるといった事情もないため連れていかなかったにすぎない。

原告の当該求釈明は、亡早亨と一緒に連れて行くべきであったこと、すなわち常に一対一の対応をすべきことを前提としたものであると考えられるが、被告にそのような法律上の義務はなく、また施設運営上不可能である。

- 4 ④については不明である。

- 5 ⑤について、亡早亨が外に出るところを目撃した者はいないため不明であるが、天使の扉はいわゆるオートロックの形態であるものの、指を挟んだりしないように一般的なホテル等の扉よりもゆっくりと開閉するようになっているため、原告が例示するうち後者、すなわち出入りの隙に出た、と推測される。

- 6 ⑥について、出勤していた職員は10名である。事故当時の各職員の配置については乙4号証を参照されたい。

以上